

芦屋町スポーツ推進委員設置規則 (昭和41年12月26日教育委員会規則第3号)

最終改正:平成24年2月2日教委規則第1号

改正内容:平成24年2月2日教委規則第1号 [平成24年4月1日]

○芦屋町スポーツ推進委員設置規則

昭和41年12月26日教育委員会規則第3号

改正

昭和47年3月31日教委規則第3号  
昭和51年3月31日教委規則第3号  
昭和53年4月21日教委規則第9号  
昭和56年3月15日教委規則第10号  
昭和56年3月26日教委規則第16号  
昭和59年3月24日教委規則第8号  
平成11年6月29日教委規則第1号  
平成12年3月24日教委規則第4号  
平成24年2月2日教委規則第1号

芦屋町スポーツ推進委員設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条の規定に基づき、スポーツ推進委員の設置に関する必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 スポーツ推進委員の定数は9人とする。

(委嘱)

第3条 スポーツ推進委員は、専門的知識を有する者及び町民の中から教育長が推せんし、教育委員会がこれを委嘱する。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は4年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、委嘱を解くことができる。

(報酬及び出務費用弁償)

第5条 スポーツ推進委員の報酬及び出務費用弁償の支給については、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例(昭和31年条例第13号)の規定を準用する。

(委任)

第6条 本規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年3月31日教委規則第3号)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月31日教委規則第3号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年4月21日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月15日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月26日教委規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月24日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年6月29日教委規則第1号)

(施行期日)

第1条 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の改正規定 平成12年4月1日

(2)・(3) 略

附 則 (平成12年3月24日教委規則第4号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月2日教委規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行し、平成23年6月24日から適用する。